

日本共産党

森本ふみお

後援会ニュース

2007年
10月20日
No54

日本共産党森本ふみお後援会事務所
井原市木之子町2721-23
TEL62-6061 FAX62-6081

10月19日に井原市議会臨時議会が開かれ、平成18年度の一般会計と13の特別会計等の案件が上程され質疑等を行いました。

また、この日、決算審査特別委員会も設置され、今後、同特別委員会で3回にわたって決算審査を行います。各会計の予算、決算の概要は次のとおりです。

平成18年度一般会計及び特別会計の予算、決算の概要

(単位:円、%)

区分 会計別	予算減額	歳入決算額	歳出決算額	差し引き額	予算に対する割合	
	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(B) (A)	(C) (A)
一般会計	22,142,703,604	21,600,272,816	19,796,286,513	1,803,986,303	97.6	89.4
特別会計	17,968,645,000	17,101,124,487	16,619,342,924	481,781,563	95.2	92.5
国民健康保険 保険事業	4,687,400,000	4,308,280,387	4,196,779,512	111,500,875	91.9	89.5
直営診療事業	39,604,000	39,741,270	39,599,520	141,750	100.3	100.0
簡易水道	655,060,000	742,017,143	626,055,846	115,961,297	113.3	95.6
食肉センター	1,300,000	1,211,615	1,211,615	0	93.2	93.2
土地区画整理	1,100,000	16,252,212	1,079,566	15,172,646	1477.5	98.1
住宅新築資金 等貸付	12,000,000	11,975,826	11,975,826	0	99.8	99.8
老人保健医療	6,030,642,000	5,696,776,674	5,696,776,674	0	94.5	94.5
公共下水道	2,685,500,000	2,556,987,828	2,555,487,828	1,500,000	95.2	95.2
介護保険 保険事業	3,752,249,000	3,614,755,849	3,438,828,663	175,927,186	96.3	91.6
サービス事業	50,455,000	20,991,616	20,991,616	0	41.6	41.6
芳井住宅団地 開発事業	27,935,000	60,693,000	5,822,250	54,870,750	217.3	20.8
美星地区畑地 灌漑給水事業	25,400,000	31,441,067	24,734,008	6,707,059	123.8	97.4
合計	40,111,348,604	38,701,397,303	36,415,629,437	2,285,767,866	96.5	90.8

井原市政に対するご意見・ご要望をお寄せください。

市の新年度(平成20年度)の予算編成時期にあたり、皆様のご意見・ご要望を予算編成に取り入れていただくため、日本共産党として毎年「要望書」を市長に提出しています。

皆様のご意見・ご要望が1つでも多く実現するよう奮闘したいと考えています。皆様の井原市政に対するご意見・ご要望を、お近くの党員か下記の電話等にお気軽にお寄せください。

日本共産党後援会事務所 TEL 62-6200 FAX 62-6209
森本ふみお宅 TEL 62-6061 FAX 62-6081
石井 敏夫宅 TEL 62-4667 FAX 62-4726

周りの人に「日本共産党森本ふみお後援会」への入会をお勧めください。

Q & A 日本共産党 知りたい・聞きたい **日本共産党のHPより****裁判員制度は負担を重く感じるのですが？**

問 裁判員制度は、もし自分がせよといわれたらと思うと負担を重く感じるのですが？（広島・一読者）

答 陪審裁判を描いた『十二人の怒れる男』というアメリカ映画があります。有罪無罪を決める評議に入ったところ、一人が有罪の証拠に疑問を出します。他の陪審員たちは「日常生活が中断される」「ひいきの野球チームの試合を見ることができない」など不満や怒りを表すなかで、それでも思い直してとことん議論をします。その結果、全員が「無罪」の意見になり、各人が達成感をもって家路につく姿が描かれています。

裁判員制度ができたのは、政府が押しつけたものではありません。司法制度改革審議会のなかで市民団体や労働組合、日弁連などの代表が、国民が裁判に参加する陪審制を強く主張する議論を反映してできたのです。

こうした国民参加の制度は、多くの諸外国で、国民が有罪無罪を決める陪審員制度、国民が裁判官と同じ資格で裁判に参加する参審員制度などの形で普通に行われています。それは、裁判への参加が単なる「義務」ではなく、司法権に参加することが主権者である「国民の権利」として理解されているからです。

この制度が導入された背景には、日本の刑事裁判の実情があります。国民の常識では考えられない判決や、「えん罪」がしばしば起きています。その根本原因に、試験に合格して研修後、社会経験の少ないまま裁判官になり、着任後も社会生活から切り離されることの多い裁判官に刑事裁判がまかされていることがあげられます。また、裁判官が警察・検察のウソの自白強要によって作られた自白調書を証拠として扱うことが「えん罪」の大きな要因となっています。

裁判員制度では、裁判員が法廷での直接の証言や証拠のみにもとづいて、犯罪行為が本当にあったのかについて、自らの生活体験にそった常識的な意見をのべることができます。国民が直接参加する裁判員制度によって、わが国の刑事裁判を改善する機会とすることができるよう。



たしかに、普通の市民が刑事裁判に参加するには、一定の負担をとらなければならないことは事実です。しかし、制度創設の趣旨を考え、積極的によりよい制度に育てていくことが大切だと思います。

なお、法律では一定の辞退の基準が設けられていますが、これは、特定の人々に偏らず、多様な国民が広く参加してもらうためのもので、「徴兵制」のような考え方とは全く異なります。

これからも裁判員制度の意義の普及や国民が参加しやすい条件づくりのための努力がいつそう必要だと思います。

ご意見・ご要望および情報をお気軽にお聞かせください。